

建築士法等の一部を改正する法律について（平成18年12月20日公布）

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

1. 建築士の資質、能力の向上

◆ 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け

- ・講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設

◆ 建築士試験の受験資格の見直し

- ・学歴要件の見直し（現行：所定の学科卒業 → 改正：指定科目の履修）
- ・実務経験要件の適正化（原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定）

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

◆ 一定の建築物※について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け

- ・法適合チェックがされていない場合の確認申請書受理及び工事着工の禁止【建築基準法の改正】

※ 一定の建築物について

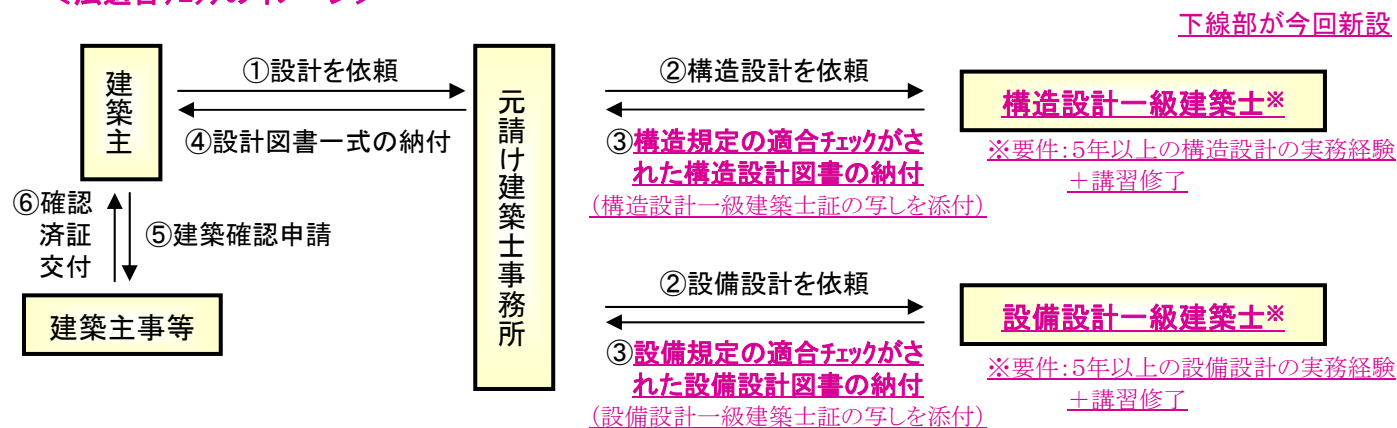
＜構造設計の場合＞

- ・高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務付けられる一定規模以上の建築物（鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等）

＜設備設計の場合＞

- ・3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

＜法適合チェックのイメージ＞



3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化

建築士として3年以上の実務経験と管理建築士講習の受講を要件として付加

◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面による確認の義務付け

工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等について説明

◆ 建築士事務所以外への再委託の禁止

◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築物の設計等について、一括再委託を全面的に禁止

◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付

- ・ 建築士等の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設

	登録実施主体	
	現行	改正後 (機関を指定した場合)
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関 (都道府県知事指定)

4. 団体による自律的な監督体制の確立

◆ 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化

- ・ 協会による苦情解決業務の実施等

◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止

◆ 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大 (現在は公共工事のみ)

6. 施行期日等

◆ 平成18年12月13日法案可決・成立、12月20日公布。主として、公布後2年以内施行。